

平成22年5月

会員各位

株式会社 宮崎信販

貸金業法改正についてのお知らせ

「お借入れのルールが変わります」・・・キャッシングをご契約の皆さま

平成18年12月に貸金業法の改正があり、翌19年12月から段階的に施行され、平成22年6月18日に完全施行されることになりました。

主な改正点は以下のとおりです。

◆お借入総額が年収の3分の1までに制限されます。

現在、年収の3分の1を超えるお借入れのある方は、完全施行後はお借入総額が年収の3分の1以下になるまで新たなお借入れが制限されます。複数社からお借入れがある場合は、すべてを合計した個人の借入額が対象です。

但し、住宅ローン・銀行等の借入れ・クレジットカードによるショッピングなどは制限の対象外となります、

◆一定額以上のお借入れでは、年収を明らかにする書類が必要となります。

貸金業者1社からのご利用限度額が50万円を超える場合、または複数の貸金業者からのお借入れ金額の合計が100万円を超える場合は、源泉徴収票、所得証明書等の年収を明らかにする書面のご提出が必要となります。

「収入を証明する書類について」・・・提出をお願いします

貸金業法の改正により「お客様の年収の3分の1を超える貸付」が禁止されることになりました。それに伴い、収入証明書類による年収の確認を始めており、対象となる方には、順次収入証明書類提出のご案内をご住所にお送りしております。

ご案内が届きましたら、誠にお手数ではございますが、ご理解を賜り、ご提出いただきますようお願い申し上げます。

※ご提出いただきました収入を証明する書類(コピー)は、個人情報保護法に基づき弊社にて厳重に管理いたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 宮崎信販 本社

TEL 0985-28-2511

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

※詳しい法改正内容は日本貸金業協会のホームページでもご覧いただけます。

http : // www.j-fsa.or.jp (改正内容) www.0570-051-051.jp